

渡島西部広域事務組合訓令第3号

工事等に係る指名停止等における苦情処理要綱をここに公布する。

平成29年3月14日

渡島西部広域事務組合
管理者 鳴海 清春

工事等に係る指名停止等における苦情処理要綱

第1（趣旨）

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び同法第15項第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成18年5月23日閣議決定）を踏まえ、競争入札参加資格者への措置の公正性及び透明性を高めるため、苦情の処理について必要な事項を定める。

第2（対象となる措置）

この要綱は、次に掲げる措置のうち、一般土木工事、塗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、土木施設物の設計、建築物の設計、地質調査、技術資料作成、測量、道路清掃、農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事及び造林の資格に係るもの（当該資格以外の資格に関する業務について行われたことが明らかである措置を除く。）を対象とする。

- （1） 競争入札参加資格者指名停止事務処理要綱（以下「指名停止要綱」という。）の規定による指名停止（指名停止期間の変更を含む。）
- （2） 指名停止要綱の規定による競争入札参加排除

第3（苦情の申立て）

1 苦情の申立てができる者等

苦情の申立てができる者は、第2に掲げる措置（以下「指名停止等」という。）の対象となった者とし、対象となる指名停止等の期間内に、当該指名停止等の理由及び期間について苦情を申立てることができるものとする。

2 苦情の申立ての手続き

- （1） 入札参加資格審査委員長（入札参加者指名選考委員会規程第3条第2項に規定する副管理者をいう。以下「委員長」という。）は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年条例第3号）に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、別記第1号様式により回答するものとする。
- （2） 委員長は、1に定める申立期間を経過したものその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、当該申立てを受理した日か

ら起算して5日（休日を含まない。）以内に、その申立てを却下することができるものとし、別記第2号様式により申立てを行った者に通知するものとする。

第4（再苦情の申立て）

1 再苦情の申立てができる者等

再苦情の申立てができる者は、第3の2の（1）の定めによる回答又は（2）の定めによる通知を受けた者とし、対象となる指名停止等の期間内（当 該回答又は通知を行った日の翌日から当該指名停止等の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答又は通知を行った日の翌日から起算して2週間以内）に再苦情を申立てることができるものとする。

2 再苦情の申立て手続

（1） 管理者は、再苦情の申立てを行おうとする者がいるときは、別記第3号様式により行わせるものとする。

（2） 委員長は、再苦情の申立てがあったときは、別記第4号様式により速やかに入札参加者指名選考委員会（以下「指名選考委員会」という。）に審議を依頼するとともに、審議の過程においては、必要に応じ、説明を行うものとする。

（3） 委員長は、再苦情の申立てを行った者に対し、指名選考委員会の審議の結果を踏まえた上で、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、別記第5号様式によりその結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは指名選考委員会の意見を踏まえ、申立てが認められた旨及びこれに伴い管理者が講じようとする措置の概要を再苦情の申立てを行った者に対し明らかにするものとする。

（4） 指名選考委員会における処理については、第6の5から7までの規定を準用するものとする。

第5（入札参加者指名選考委員会への審議依頼等）

1 委員長は、第3の2の（1）の回答及び同（2）の通知並びに第4の2の（3）の回答を行うときは、あらかじめ指名選考委員会にその内容の審議を依頼するものとする。

2 委員長は、前項により依頼を行ったものについて指名選考委員会から審議結果の通知があったときは、速やかに管理者の決定を受けるものとする。

3 委員長は、第4の2の（2）の依頼が行ったときは、速やかにその内容を指名選考委員会に報告するものとする。

第6（要綱及び苦情処理結果の公表）

1 事務局長及び関係の所属長は、渡島西部広域事務組合事務局において、この要綱を公表するものとする。

2 委員長は、第3の2の（1）の回答及び同（2）の通知並びに第4の2の（3）の回答を行ったときは、前項の閲覧場所において、延滞なくその

内容を公表するものとする。

- 3 2の公表期間は、公表した日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

第7（その他）

- 1 委員長は、第2に定める資格を有する者に対し指名停止等について指名停止要綱第9第1項及び第10の規定に基づき通知するときは、それぞれ次の様式によるものとする。

ア 指名停止要綱第9第1項による通知（指名停止要綱別記第2号様式その1）

イ 指名停止要綱第10による通知（指名停止要綱別記第2号様式その2及び別記第2号様式その3）

- 2 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、原則として、入札及び契約手続の執行を妨げるものではない。

附 則

この要綱は、公布の日より施行する。

別記第1号様式

渡 西 号
年 月 日

(申立者) 様

渡島西部広域事務組合
管理者 ㊟

指名停止（指名停止期間変更・参加排除）の理由等の説明について（回答）

年 月 日付けで申立てのありました指名停止（指名停止期間変更・参加排除）の理由等は次のとおりです。

なお、指名停止（指名停止期間変更・参加排除）の理由等の説明に不服がある場合は、当職に対して再苦情の申立てを行うことができます、この場合においては、当該指名停止（参加排除）の期間内（当該指名停止（参加排除）の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、この回答を行った日の翌日から起算して2週間以内）に下記連絡先に再苦情申立申請書を提出してください。

記

件 名	年 月 日付け渡西号による 指名停止 指名停止期間変更 参加排除
理由等の説明	

(連絡先：(事務局・衛生センター・ 消防署) 課 係)

注 不用の文字は削除すること。

別記第2号様式

渡 西 号
年 月 日

(申立者) 様

渡島西部広域事務組合
管理者 ㊟

苦情の申立ての却下の決定について (通知)

年 月 日付けで申請のありました苦情の申立てについては、次の理由により却下の決定をしたので通知します。

なお、却下した理由の不服がある場合は、当職に対して再苦情の申立てを行うことができます。この場合においては、当該指名停止（参加排除）の期間内の（当該指名停止（参加排除）の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、この回答を行った日の翌日から起算して2週間以内）に下記連絡先に再苦情申立申請書を提出してください。

記

件 名	年 月 日付け渡西号による （指名停止） （指名停止期間変更） （参加排除）
苦情の申立ての 却下の決定をした理由	

(連絡先：(事務局・衛生センター・ 消防署) 課 係)

注 不用の文字は削除すること。

別記第4号様式

渡 西 号
年 月 日

入札参加者指名選考委員会委員長 様

渡島西部広域事務組合
管理者 ㊟

再苦情申立てに係る協議について（依頼）

年 月 日付けで行いました指名停止等について、次のとおり再苦情の申立てがありましたので、工事等に係る指名停止における苦情処理要綱第4の2の（2）の規定に基づき、審議を依頼します。

記

再苦情申立者	
件 名	年 月 日付け渡西号による <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 指 名 停 止 指 名 停 止 期 間 変 更 参 加 排 除 </div>
苦情申立申請年月日	年 月 日
苦情回答年月日	年 月 日
再苦情申立申請年月日	年 月 日
不服のある事項及びその主張の根拠となる事項に対する管理者の意見	

（連絡先：（事務局・衛生センター・ 消防署） 課 係）

- ※1 不用の文字は削除すること。
- 2 この様式には、指名停止等の決定に要した資料、指名停止書、指名停止期間変更通知書、参加排除決定通知書、理由説明要求書、理由回答書、再苦情申立請書の写し等の関係資料を添付すること。

別記第5号様式

渡 西 号
年 月 日

(申立者) 様

渡島西部広域事務組合
管理者 ⑩

再苦情の申立てについて (回答)

年 月 日付けで申請のありました再苦情の申立てについては、入札参加者指名
選考委員会の審議の結果が報告されたので、次のとおり回答します。

記

件 名	年 月 日付け渡西号による (指 名 停 止) (指名停止期間変更) (参 加 排 除)
再苦情の申立て の審議結果	
再苦情の申立て に根拠が認めら れないと判断さ れた理由 (又は管理者が講 じようとする措 置の概要)	

(連絡先：(事務局・衛生センター・ 消防署) 課 係)

注 不用の文字は削除すること。